

太田市職員の交通事故等審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第42号

太田市職員の交通事故等審査委員会規則の一部を改正する規則

太田市職員の交通事故等審査委員会規則（平成17年太田市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「企画部長」を「おおた未来戦略部長」に、「企画部副部長」を「おおた未来戦略部副部長」に、「企画部人事課長」を「おおた未来戦略部人事課長」に改める。

第7条中「企画部人事課」を「おおた未来戦略部人事課」に改める。

別記様式中「企画部人事課」を「おおた未来戦略部人事課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。